白老下水終末処理場等運転管理業務委託

一般仕様書

白老町上下水道課

白老下水終末処理場等運転管理業務委託一般仕様書

第１章　総則

(目的)

第　１条　白老下水終末処理場等運転管理業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、白老町（以下「委託者」という。）が発注する運転管理業務（以下「業務」という。）に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため必要な次項を定めるものである。ただし、特に定める事項については、白老下水終末処理場等運転管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に明記する。

（業務の対象施設）

第　２条　業務の対象施設は、特記仕様書に掲げる施設とする。

（業務の履行）

第　３条　受託者は、処理場の機能が十分発揮できるよう、一般仕様書のほか、契約書、特記仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

２　運転管理業務の期間は、平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日までの５ヵ年とする。

３　業務時間は、平日８時間とする。ただし、週休日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日の勤務に関しては時間外対応とする。

(関係法令の遵守)

第　４条　受託者は、業務の履行にあたっては、次の各号の関係法令等を遵守しなければならない。

（１）下水道法
（２）労働安全衛生法
（３）労働基準法
（４）環境基本法
（５）大気汚染防止法
（６）水質汚濁防止法
（７）悪臭防止法
（８）騒音規制法
（９）振動規制法
(10) 消防法
(11) 電気事業法
(12) 電気工事士法

(13) 道路交通法
(14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(15) 個人情報保護法
(16) その他この契約の履行に関する関係法令
(17) 監督官庁からの指示命令等

（法的資格者の配置）
第　５条　受託者は、業務の履行にあたっては、業務に必要な次の各号の有資格者を配置しなければならない。なお、配置計画等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。
（１）　下水道法第２２条第２項に定める資格を有する技術者。
（２）　第１種電気工事士又は第２種電気工事士。
（３）　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者。
（４）　乙種第４類危険物取扱者。
（５）　２級ボイラー技士。
（６）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２１条に定める資格を有する技術者。（し尿処理技術管理者、産業廃棄物中間処理技術管理者）
（７）　自動車運転免許。（普通以上）
（８）　玉掛技能講習修了者。
（９）　床上操作式クレーン運転技能講習修了者。
(10)　その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等。

（業務の内容）
第　６条　業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書「第２章」に定めるとおりとする。

（総括責任者）
第　７条　契約書第１８条２項の詳細は、次のとおりとする。
（１）　総括責任者は、以下の用件を満たしていること。
（ア）　法人と直接かつ恒常的な雇用関係にある者。
（イ）　下水道法第２２条第２項（下水道法施行令第１５条の３）に定める資格を有する者。
（ウ）　３年以上総括責任者又は４年以上副総括責任者として、次に掲げる施設を有する下水道法に基づく終末処理場の運転管理業務に従事した経験を有する者。
①　１日あたり汚水１０，０００立方メートル以上の処理能力を有し、標準活性汚泥法を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設。
②　汚泥脱水設備を有する汚泥処理施設
（２）　総括責任者の職務

（ア）　契約書等に定められた、業務の目的、内容を十分理解して業務に当たるとともに、現場最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。

（３）　総括責任者に関する事項

（ア）　職務を誠実に行わなければならない。

（イ）　受託者は、総括責任者がその職務を行う上で、必要であると認めて行う指示に、従わなければならない。

（副総括責任者）

第　８条　契約書第２０条第２項の詳細は、次のとおりとする。

（１）　副総括責任者は、以下の要件を満たしていること。

（ア）　法人と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。

（イ）　下水道法第２２条第２項（下水道法施行令第１５条の３）に定める資格を有する者。

（ウ）　２年以上副総括責任者又は３年以上業務主任者として、終末処理場の運転管理に従事した経験を有すうる者。

（２）　副総括責任者の職務

（ア）　総括責任者を補佐し、総括責任者が不在の場合は、その職務を代行し、従業員に指揮、監督を行うこと。

（３）　職務を誠実に行わなければならない。

（業務主任者）

第　９条　契約書第２１条第２項の詳細は、次のとおりとする。

（１）　業務主任者は、以下の要件を満たしていること。

（ア）　法人と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。

（イ）　下水道法第２２条第２項（下水道法施行令第１５条の３）に定める資格を有する者あるいは下水終末処理場の運転管理業務に関し、実務経験２年以上従事した経験を有する者

（緊急時の体制）

第１０条　受託者は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態に備え、１時間以内に従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。なお、非常招集等の詳細は、業務実施計画書に記載するものとする。

（緊急時の運転）

第１１条　受託者は、大雨、台風、地震、その他重大事故等の緊急事態が発生した場合は、その状況を委託者に報告しなければならない。なお、緊急時の運転等に対して委託者が指示した場合は、委託者の指示にしたがって運転方法の変更その他対応を行う。

（事故の報告）
第１２条　受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに、必要な対応を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた対応などについて、逐次、委託者に文書により速やかに報告しなければならない。

（安全の確保）
第１３条　受託者は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、作業の実施に当たり守らなければならい安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な対応を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
２　受託者は、業務履行に当たり、電気、薬品類、酸素欠乏、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。
３　受託者は、業務の履行場所及びその付近で行われる他の委託、修繕又は工事がある場合には、常に協力して安全管理に支障がないように対応を講じなければならない。
４　受託者は、業務の履行に当たり安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な対応を講じるとともに、速やかに委託者に報告を行い、追加対応について協議しなければならない。

（安全教育及び訓練）
第１４条　受託者は、業務又はその運用に従事する者に対して、処理場等施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。
２　受託者は、業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

（リスク分担）
第１５条　業務における委託者及び受託者の責任分担は、別紙―１のリスク分担表のとおりとする。

（補償）
第１６条　業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む）に対する補償については、受託者が行うものとする。

（業務の引継ぎ）
第１７条　受託者は、業務開始に先立って、業務に関する留意事項等を記載した引継ぎ文書を作成し、業務期間中、常に備えておくものとする。
２　契約の終了により受託者に変更が生じる場合は、業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、現受託者から新受託者へ業務の引継ぎを行うものとする。この場合、現受託者は、新受託者の業務遂行に支障をきたさないよう、引継ぎ

文書の引継ぎとともに技術指導を行うものとする。なお、業務の引継ぎに要する費用は、新受託者の負担とする。

3　引継ぎ文書に関しては、対象施設固有の運転及び保守管理上の留意点を把握できる内容とし、次の事項に添って記載すること。

（1）　各施設設備の留意すべき特有や固有の状況
（2）　定常時及び非定常時の調節器及び各設備の設定状況
（3）　特有の運転方法、運転上の特別な操作及び運用方法
（4）　その他の留意事項

（業務履行計画書）

第１８条　受託者は、契約書第６条に定めるところにより、業務期間内の中長期的及び当該年度毎の業務履行計画書を作成することとし、業務履行計画書には、次の事項について記載すること。

（1）　業務概要
（2）　組織体制
（3）　安全管理計画
（4）　運転監視計画
（5）　水質管理計画
（6）　保守点検計画
（7）　環境整備計画
（8）　物品調達管理計画
（9）　Ｃ系水処理施設、中継ポンプ場及びマンホール内ポンプ施設点検計画
(10)　修繕計画
(11)　故障、事故発生時の対応に関する計画
(12)　その他業務計画

（業務実施計画書及び業務完了報告書等）

第１９条　受託者は、月間の業務履行に関する計画を「第３章」に定めるところにより、委託者に提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、業務実施計画書に添付して提出することができる。業務実施計画書を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

2　受託者は、前項の当該月の業務実施計画に基づき業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務完了報告書に添付して提出することができる。

3　受託者は、当該年度の業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより、処理場等施設管理状況報告書を委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、処理場等施設管理状況報告書に添付して提出することができる。

４　受託者は、委託最終年度に特記仕様書に定めるところにより、契約業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

（業務記録等の整備）
第２０条　受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、監督員が提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

（業務書類等）
第２１条　受託者は、本仕様書「第３章」に定めるところにより、運転監視、設備点検等、その他業務の履行にかかわる業務書類等を提出しなければならない。

（完成図書、器具等の貸与）
第２２条　受託者が業務遂行上必要とする設計書、図面等（完成図書）は、委託者が貸与する。
２　受託者は、貸与品について台帳等を作成し、その保管状況を把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合は、受託者が弁償しなければならない。

（整理整頓）
第２３条　受託者は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心がけ、不用な物品等を整理しなければならない。

（諸室及び用地等の自主管理）
第２４条　受託者は、契約書第８条第２項並びに契約書第１０条第１項に定めるところにより、賃借施設及び賃貸土地の使用期間中は、受託者の責めに帰する事由により汚損等があった場合は、受託者の負担において復旧しなければならない。

（処理場等の一般管理）
第２５条　受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、監督員と打合せ、協議等を行った場合は、その都度、その内容を議事録として整理し監督員に提出するものとする。

第２章　業務内容等

（業務内容）

第２６条　業務の内容は次のとおりとし、詳細及び業務範囲については、特記仕様書に記載するものとする。

（１）運転監視に関する業務

（ア）　施設及び設備の運転、操作、制御及び監視。

（イ）　産業廃棄物収集運搬処分業者が、次に掲げる産業廃棄物を場外搬出する際の立会い。

①　スカム等（有機汚泥）

②　脱水汚泥

（ウ）　流入水路部及び各水路等の堆積による腐敗防止等を目的とするための対策を定期的に行うこと。

（エ）　降雨時における施設等の運転は、必要に応じ気象情報、流入水位、ポンプ井水位、河川等の情報を収集活用するなどにより、施設ごとの特性を熟知した上で、先行的な対応を含め、降雨対応を中央監視室又は現場にて行うこと。その際、水処理及び汚水処理工程の著しい変更を必要とする場合は、事前に委託者に承諾を得ること。

（オ）　巡視点検業務

受託者は、施設等の稼動状況及び設備の状況に応じて、回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、施設、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

（カ）　下水消化槽及びし尿消化槽を積極的に活用し、汚泥の減量化に努めること。また、消化槽は中温消化を採用すること。

（キ）（ア）～（カ）の結果の記録及び報告書の作成。

（２）　水質管理に関する業務

（ア）　運転管理業務及び運転管理上必要となる定期的な巡視、日常試験、平常試験、精密試験、通日試験、汚泥試験である。

（イ）　異常時における水質試験及び汚泥試験。

（ウ）　水処理施設、汚泥処理施設等の処理性能の向上や、維持管理操作性の向上を目的とした調査、研究のための試験

（エ）　（ア）～（ウ）の結果の記録及び報告書の作成

（３）　保守点検に関する業務

（ア）　日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検、高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備。

設備機器（機械設備、電気設備、計装設備及び建築付帯設備）について、各設備機器等が有している機能を正常に発揮するように、完成図書、下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会）及び関係法令等をもとに外観目視点検、動作確認、計測、調整、部品及び消耗品の交換、記録、清掃及び調査等を行うこと。

また、高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備は、メーカーなどの専門業者が行うこと。

（イ）　法定検査等に関する業務

次に掲げる設備等の法定点検及び法定検査を行うこと。なお、法定検査に要する検査申込、検査受検対応及び検査に要する費用は、受託者の負担とする。

①　ボイラー法定性能検査業務

法定自主検査及び法定性能検査を行うこと。

②　地下タンク法定検査業務

法定点検及び法定検査を行うこと。

③　消防設備法定点検業務

法定点検及び法定検査を行うこと。

（ウ）　修補及び塗装に関する業務

点検等により発見した不良箇所のうち現場で可能な軽微な修補及び小規模な塗装を行うこと。

（エ）　施設等の機器の機能維持、劣化防止及び作業環境の確保等の観点から定期的に整理整頓及び清掃を行うこと。

（オ）　設備関連台帳の管理及び設備台帳の整備を行うこと。

（カ）　（ア）～（オ）の結果の記録及び報告書の作成。

（４）　環境整備に関する業務

（ア）　建築物の清掃業務

建築物等を清潔に保つことにより、衛生的な作業環境の確保を図ること。

（イ）　樹木管理業務

除草、剪定、散水、病害虫駆除等を行い、環境の保全を図ること。

（ウ）　（ア）～（イ）の結果の記録及び報告書の作成。

（５）　物品の調達管理に関する業務

下記の物品を調達し、これらの管理を行うこと。物品は、適切な品質、規格の物とし、水質、汚泥に悪影響を与えず、施設等の設備、機器等を劣化させない物を使用すること。特に薬品等については、保管場所に施錠するなどにより、適切な管理を行うこと。

（ア）　ユーティリティー

①　消耗品

a）施設維持管理用品（施設の維持管理に係わる消耗品）

b）電気・機械設備の維持管理用品（電気・機械設備維持管理に係わる消耗品）

c）水質用品（水質管理上必要な消耗品）

d）清掃用品（清掃に要する消耗品）

e）し尿脱臭薬品（活性炭、消臭剤等）

f）工業用薬品（処理場内で使用する高分子凝集剤・消毒剤等）

g）脱硫設備用充填物
i）下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会）に定める什器、備品及び消耗品や安全管理器具類
j）その他業務を行うために必要なすべての機械器具、計測機器、工具類及び雑貨類

② 燃料
a）LP ガス（し尿処理場・下水終末処理場）
b）ガソリン・軽油（公用車・草刈機等）
c）Ａ重油（ボイラー・非常用発電機）

③ 光熱水
a）電力（下水終末処理場、中継ポンプ場、マンホール内ポンプ所で使用する電力）
b）水道（下水終末処理場、し尿処理場、中継ポンプ場で使用する水道）

④ 通信
a）下水終末処理場で使用する電話及びＦＡＸ並びにインターネット回線
b）中継ポンプ場で使用する通信
c）マンホール内ポンプ所で使用する通信

（イ） 施設に付随する備品等の維持管理を行うこと。
（ウ） （ア）～（イ）の結果の記録及び報告書の作成

（６） 修繕に関する業務
受託者は、処理場等の施設及び電機機械設備の定期点検を実施し、修繕が必要と認められたとき、委託者に報告後、速やかに行うこと。かし担保期間は修繕の完了した日から１年とする。ただし、そのかしが、受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、１０年とする。
（ア） 修繕対象施設は、特記仕様書に定める・
（イ） （ア）の結果の記録及び報告書の作成。

（７） Ｃ系水処理施設に関する業務
受託者は、降雨時に天気予報等を基に合流地区から流入する雨水を適切に処理を行うこと。
（ア） Ｃ系水処理施設の運転結果の記録及び報告書の作成。

（８） 中継ポンプ場及びマンホール内ポンプ所に関する業務
（ア） 中継ポンプ場施設の点検、清掃及び自動通報装置の監視を行うこと。
（イ） マンホール内ポンプ所の点検、清掃及び自動通報装置の監視を行うこと。
（ウ） （ア）～（イ）の結果の記録及び報告書の作成。

（９） し尿処理施設に関する業務
（ア） し尿の受入、投入、消化汚泥の引抜等の業務を行うこと。
（イ） 脱臭設備の点検、調整及び定期的に活性炭の交換を行うこと。

（ウ）　電気機械設備の点検、調整、交換及び記録し、適正に運転管理を行うこと。

（エ）　（ア）～（ウ）の結果の記録及び報告書の作成。

(10)　その他業務

（ア）　ボイラー等の排ガスについて、大気汚染防止法等の関係法令、設計基準等をもとに定期的に測定、点検、調整、交換及び記録し、適正に運転管理を行うこと。

（イ）　脱硫設備について、設計基準等を基に定期的に点検、調整、清掃及び充填物の交換を行い適正に管理すること。

（ウ）　業務履行に伴い、施設等及び水質試験室から発生する廃棄物を処分すること。

（エ）　委託者が行う施設等の工事、修繕、調査、研究、行事及び見学者対応等に対して業務内で協力すること。

（オ）　施設等に関する敷地内外における門扉等の施錠管理を行うこと

（カ）　施設等の土木構造物及び建築物の外観目視点検、動作確認、調整、消耗品等の交換、記録を行うこと。

（キ）　処理場等の屋外照明設備の保守点検業務を行うこと。

（ク）　契約の終了により受託者に変更が生じる場合は、業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、現受託者から新受託者へ引継ぎを行うこと。

（ケ）　発注図書に記載されていない事項であっても、業務を履行するために当然必要である事項は、業務に含むものとする。

（コ）　（ア）～（ケ）の結果の記録及び報告書の作成。

２　前項の業務のうち契約書第１２条第１項の主たる業務は、第１号（１）、（２）の（ア）の巡視、日常試験業務及び（３）の（ア）の日常点検業務とする。

３　第１項の業務のうち契約書第１２条第２項の指定した部分は、第１号（５）、（７）の（キ）の業務とする。

（対象外業務等）

第２７条　業務の対象外とする業務等は、次のとおりとする。

（１）施設等から設備を介して、経常的に排出される産業廃棄物（脱水汚泥）の収集運搬及び処分業務。

（２）機械設備、電気設備、土木構造物及び建築物に関する、設置（増設を含む）、改築、改良及び前条第１項の（６）を除く修繕業務。

（業務要求水準）

第２８条　受託者は、業務の履行にあたっては、別に定める「業務要求水準書」により行うものとする。

第３章　業務書類等

（業務書類等）

第２９条　受託者は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

２　受託者は、契約締結後、定められた期間内に次の書類を提出しなければならない。

（１）　着手届（契約締結後１４日以内）

（２）　総括責任者、副総括責任者、業務主任者選任届（契約締結後１４日以内）

（３）　業務期間内における中長期的業務履行計画書（契約締結後１４日以内）

（４）　当該年度にかかわる業務履行計画書

（契約締結後１４日以内、ただし、次年度以降は当該年度履行開始２０日前）

（５）　貸与品等借用願（貸与品等を受けた日から１４日以内）

（６）　その他必要なもの

３　受託者は、次の各号に掲げるものを毎週提出すること。

（１）　運転監視に関する日報

（２）　保守点検に関する日報

（３）　水質管理に関する日報

（４）　施設運転状況に関する日報

（５）　その他必要なもの

４　受託者は、委託期間中当該月にかかわる業務実施計画書として、次の各号に掲げる実施計画書を前月末までに提出すること。

（１）　運転業務実施計画書

（２）　保守点検業務実施計画書

（３）　水質試験業務実施計画書

（４）　Ｃ系水処理施設、中継ポンプ場及びマンホール内ポンプ所施設点検等業務実施計画書

（５）　し尿処理施設業務実施計画書

（６）　設備修繕業務実施計画書（当該月に実施する場合）

（７）　環境整備業務実施計画書

（８）　その他当該月において実施を予定する業務に関する計画

５　受託者は、委託期間中当該月にかかわる業務完了報告書として、次に掲げる報告を翌月の１０日までに提出すること。

（１）　当該月の業務完了届

（２）　前項（１）～（７）の業務実施計画の実績に関する報告

（３）　前項（８）において実施した業務実績に関する報告

（４）　当該月における処理場等の施設管理状況報告書

6　前項（４）の処理場等の施設管理状況報告書には、次に掲げるものを添付すること。

（１）当該月の処理場等の施設管理状況説明
（考察、所見、固形物収支、実施計画書との相違等）

（２）　運転管理月報

（３）　水質月報

（４）　保守点検月報

（５）　環境整備月報

（６）　ユーティリティー調達月報

（７）　中継ポンプ場及びマンホール内ポンプ所施設点検等実施月報

（８）　Ｃ系水処理施設運転月報（稼動した月）

（９）　し尿処理施設運転管理月報

（９）　設備修繕月報（当該月に実施したとき）

(10)　故障等緊急対応月報

7　受託者は、当該年度終了に伴い、当該年度にかかわる施設管理状況報告書を当該年度終了から１０日以内に提出することとし、次のものを添付すること。

（１）　当該年度にかかわる業務完了届

（２）　当該年度の施設管理状況説明
（考察、所見、中長期的及び当該年度にかかわる業務履行計画書との相違等）

（３）　運転管理年報

（４）　水質年報

（５）　保守点検年報

（６）　環境整備年報

（７）　ユーティリティー調達年報

（８）　中継ポンプ場及びマンホール内ポンプ所施設点検等実施年報

（９）　し尿処理施設運転管理年報

(10)　Ｃ系水処理施設運転管理年報

(11)　設備修繕年報

(12)　故障等緊急対応年報

(13)　技術提案事項の客観的評価と実現化策

8　受託者は、契約満了に伴い委託期間満了日から速やかに、次の書類を提出しなければならない。

（１）　契約業務完了届

（２）　委託期間最終年度における前項に定める処理場等施設管理状況報告書

（成果品）

第３０条　受託者は、次の成果品を委託者に引渡すものとする。

（１）　処理場施設管理状況報告書（当該年度）

（２）　中継ポンプ場及びマンホール内ポンプ所施設管理状況報告書

（３）　Ｃ系水処理施設管理状況報告書

（４）　し尿処理施設運転管理報告書

２　成果品は、正副各１部を作成し正を委託者に納めること。

なお、製本方法などは委託者と受託者が協議して定める。

（業務検査）

第３１条　受託者は、当該月、当該年度終了時及び契約業務終了時に、委託者の業務検査を受けなければならない。

２　受託者は、当該年度終了時及び契約業務終了時にかかわる当該月の業務検査に合格した場合でも、当該年度終了時及び契約業務終了時における業務検査に合格しなければ、当該月にかかわる業務委託料の支払いを請求することができない。

（立入検査）

第３２条　委託者は、施設機能の確認又は受託者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の業務時間内において、受託者に通知をした上で施設に立入ること、また、適宜受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

第４章　業務要領

この業務要領は、下水終末処理場、Ｃ系水処理施設、し尿処理場、中継ポンプ場、マンホール内ポンプ所にかかわる施設の点検業務に関し、必要な事項を定めるものである。

（業務体制）

第３３条　受託者は、業務実施計画書に基づき業務を確実に遂行するための体制をとること。

２　受託者は、事故が生じた場合にも、適切かつ迅速な対応ができる体制を確保しなければならない。

（運転監視に関する業務要領）

第３４条　受託者は、完成図書、取扱説明書等に定める運転方法及び業務実施計画書に基づき、総括責任者の指揮のもとに運転操作監視を適正に行わなければならない。この場合、運転操作監視とは、中央監視室における監視、操作及び記録、現場操作作業、各設備計器値の記録並びに管理日報等の作成をいう。

２　受託者は、大規模な運転の停止及び再運転をするときは委託者と協議しなければならない。

３　受託者は、設備又は機器等に異常を発見したときは、委託者に報告書を提出するとともに、原因を調査し適切に対処しなければならない。なお、報告を怠った場合は、受託者の責任とする。

４　受託者は、変化する処理条件に対しても施設等の性能を踏まえた適正な処理を行うとともに、施設等の延命化に資する適切な運転操作及びこれを安定して維持するための運転監視を行うこと。
５　委託者の指示に基づく運転変更等に起因する場合は、委託者が認める範囲において、業務要求水準を適用しない。
６　受託者は、その結果について第２９条第６項及び第７項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（水質管理に関する業務要領）
第３５条　受託者は、処理場等の目的を達成するため運転管理に必要な水質及び汚泥の性状試験、解析を行わなければならない。
２　試験の対象項目は、特記仕様書に記載するとおりである。
３　試験の対象項目等は、特記仕様書に定めるものを除き、受託者が自らの試験等により定めること。
４　日常の運転管理において、水質の総合的な把握並びに反応槽内の状態把握、汚泥処理工程の状況把握等、必要とする試験は、別途行うこと。
５　水質計測機器等の維持管理を適正に行い、その測定値の信頼性を確保すること。また、測定値を基に水質状態把握を行うこと。
６　試験にかかわる資料の採取に当たっては、人手で細心の注意を払い、代表的な資料となるようにすること。また試験は、施設等の適正な運転管理や、異常等の早期発見のために行うものであるから、水質管理を担当する者は、採取した資料が適正であるか確認を行うほか、必要に応じて自らが資料を採取して行うこと。
７　受託者は、設備又は機器等に異常を発見したときは、委託者に報告書を提出するとともに、原因を調査し適切に対処しなければならない。なお、報告を怠った場合は、受託者の責任とする。
８　受託者は、その結果について第２９条第６項及び第７項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（保守点検に関する業務要領）
第３６条　受託者は、施設等の状況に応じて、その運転状況を確認するとともに、異常の予防、早期発見に努めなければならない。
２　保守点検対象範囲等は、特記仕様書に記載するとおりである。
３　保守点検の項目、頻度等については、特記仕様書に定めるものを除き、受託者が自らの経験等により定めること。
４　受託者は、施設等が有している機能を正常に発揮し、かつ設備機器等の耐用を増すための、日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検、高度な専門的技術又は知識等を要する点検及び整備の実施計画を作成すること。

５　受託者は、高度な専門的技術又は知識等を要する点検、整備において点検の仕様等について監督員と協議し、承諾を受けること。
６　受託者は、設備又は機器等に異常を発見したときは、委託者に報告書を提出するとともに、原因を調査し適切に対処しなければならない。なお、報告を怠った場合は、受託者の責任とする。
７　受託者は、その結果について第２９条第６項及び第７項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（環境整備に関する業務要領）
第３７条　受託者は、処理場等の施設を衛生的に維持し、良好な環境を常に確保しなければならない。
２　環境整備業務の対象範囲等は、特記仕様書に記載するとおりである。また、環境整備の実施に当たって、外注する場合は、白老町内に商業登記上の本店、支店又は営業所等を置く者（以下「地元企業」という。）を極力使用すること。
３　清掃、除草などの内容、頻度等は、特記仕様書で定めるものを除き、受託者が自ら定めるものとする。
４　受託者は、環境整備に関する業務に関して、委託者及び付近の住民等により、是正、苦情等が発生した場合は、直ちに対応すること。
５　受託者は、その結果について第２９条第６項及び第７項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（物品の調達管理に関する業務要領）
第３８条　受託者は、処理場等の運転管理に要する光熱水、薬剤等及び潤滑油脂類、消耗品等の調達及び管理を行わなければならない。
２　物品の調達管理の対象品は、第２６条第１項（５）に記載するとおりである。また、調達の実施に当たっては、地元企業から極力購入すること。
３　物品の調達管理は、特記仕様書で定めるもののほか、適正な品質及び規格の物品等を調達し、施設等の運転、耐用年数等に影響を与えないようにすること。
４　常に在庫数量等を把握して適宜適切に調達し、在庫不足、品質低下等による施設運転等への支障を与えないようにすること。
５　物品及び薬品類の管理者を選任し、保管、取扱等には十分注意して適正な管理を行うこと。
６　計量証明書、品質証明書等の書類（写し）を委託者に提出すること。
７　受託者は、納入品及び数量を第２９条第６項及び第７項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（修繕に関する業務要領）

第３９条　受託者は、施設、設備等の機能を正常に発揮、維持できるよう、適切に修繕を行わなければならない。
２　修繕対象施設等は、特記仕様書に記載するとおりである。また、点検実施に当たって、外注する場合は、地元企業を極力しようすること。
３　修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないよう実施すること。
４　修繕は、委託終了時における施設の現状回復のための補修を含むものとする。
５　受託者は、修繕の実施にあたっては、委託者の承諾を得ること。
６　受託者は、設備修繕の結果について第２９条第６項及び第７項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（中継ポンプ場及びマンホール内ポンプ所施設点検に関する業務要領）
第４０条　受託者は、施設等の状況に応じて、その運転状況を確認するとともに、異常の予防、早期発見に努めなければならない。
２　点検対象施設等は、特記仕様書に記載するとおりである。また、点検実施に当たって、再委託する場合は、地元企業を極力使用すること。
３　点検項目、頻度等については、特記仕様書に定めるものを除き、受託者が自らの経験等により定めること。
４　受託者は、施設等が有している機能を正常に発揮し、かつ設備機器等の耐用を増すための、動作点検、総括点検の実施計画を作成すること。
５　受託者は、点検等で異常、不良あるいは毀損等を発見した場合には、速やかに委託者に報告するとともに、適正な対応を講じること。
６　受託者は、設備機器の状態、点検結果について第２９条第６項及び第７項に示す報告書に記録を行うこと。

（環境等への配慮に関する業務要領）
第４１条　受託者は、悪臭、騒音の発生その他環境影響被害を防止するため、設備の運転方法、保守点検、作業方法、機能確認等を適切に行うほか、発生源又は敷地境界等では、五感又は機器により測定を適宜実施し、常に良好な環境を保全しなければならない。
２　測定結果等に異常が確認された場合は、委託者に報告するとともに、測定頻度を増やすなど監視の強化を行うほか、効果的な改善を実施すること。
３　受託者は、実施結果について第２９条第６項及び第７項に示す報告書に記録を行わなければならない。また、その記録に対して、委託者の求めがあった場合は速やかに提出すること。

（故障、事故発生時の対応に関する業務要領）
第４２条　受託者は、業務において異常を発見した場合には、速やかにその原因を調査し適切な対応を講じること。

２　前項において、施設等の運転に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、事態の波及防止対応を講じると共に委託者に報告し、協議して対処しなければならない。
３　各号の作業を実施した場合は、作業終了後、写真等を添付し報告しなければならない。また当該作業の費用負担については、委託者及び受託者で協議して定める。

第５章　受託者の責任等

（受託者の責任）
第４３条　受託者は、第５０条に示す場合を除き、第４４条、第４７条に定める性能を発揮するよう処理場等の運転管理を行わなければならない。

（法流水質等の基準）
第４４条　受託者は、処理場に流入した下水を各処理工程において適正に管理し、最終的に放流水域に業務要求水準書に定める基準を満たし放流すること。
２　第５０条に示す場合を除き、受託者が、業務要求水準書に定める法定基準又は目標値を達成できなかった場合は、第４５条及び第４６条に基づき、委託者は、基準の未達内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。
３　第５０条に示す場合を除き、受託者が、業務要求水準書に定める放流水質等の基準を達成できなかった場合は、委託者は、第４５条及び第４６条に従い対応するものとする。

（放流水質等の法定基準を達成できない場合の対応）
第４５条　放流水質等の法定基準を達成できない場合は、次のとおりの対応とする
（１）　未達状況の確認及び報告
受託者は、計測により放流水が、放流水質等の法定基準を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。
（２）　改善計画書の提出
（ア）受託者は、改善計画書の提出を命じられてから１０日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の指導、監督に従って原因究明や改善対応を行う。
（イ）原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。
（ウ）受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告する。
（３）　業務委託料の減額
放流水が、放流水質等の法定基準を達成できない場合は、契約書第２９条に基づき、業務委託料を減額する。

（放流水質等の目標値を達成できない場合の対応）

第４６条　放流水質等の目標値を達成できない場合は、次のとおりの対応をする。

（１）　未達状況の確認及び報告

受託者は、計測により放流水が、放流水質等の目標値を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。

（２）　改善計画書の提出

（ア）受託者は、原則として主体的に原因究明を行い、委託者は、放流水の放流水質等の目標値未達成状況に応じて、改善計画書の提出を求めることができる。

（イ）原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

（ウ）受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告する。

（３）　業務委託料の減額

放流水が放流水質等の業務要求水準書を満足しない場合において、契約書第２９条に該当する場合は、業務委託料を減額する。

（脱水汚泥性状の基準）

第４７条　受託者は、処理場から発生する汚泥を各処理工程において適正に管理し、最終的に脱水汚泥として業務要求水準に定める基準を満たすように管理した後、委託者が別途契約する産業廃棄物収集運搬業者へ引き渡すための運転操作及び排出時の立会いを行うこと。

２　第５０条に示す場合を除き、受託者が、業務要求水準に定める遵守基準又は目標値を達成できなかった場合は、第４８条及び第４９条に基づき、委託者は、脱水汚泥性状の基準の未達内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。

３　第５０条に示す場合を除き、受託者が、業務要求水準書に定める脱水汚泥性状の基準を達成できなかった場合は、委託者は、第４８条及び第４９条に従い対応するものとする。

（脱水汚泥性状の遵守基準を達成できない場合の対応）

第４８条　脱水汚泥性状の遵守基準を達成できない場合は、次のとおりの対応をする。

（１）　未達状況の確認及び報告

受託者は、計測により脱水汚泥性状が、脱水汚泥性状の遵守基準を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。

（２）　改善計画書の提出

（ア）受託者は、改善計画書の提出を命じられてから１０日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の指導、監督に従って原因究明や改善対応を行う。

（イ）原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

（ウ）受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告する。

（３）　業務委託料の減額

脱水汚泥が、脱水汚泥性状の遵守基準を達成できない場合は、契約書第２９条に基づき、業務委託料を減額する。

（脱水汚泥性状の目標値を達成できない場合の対応）

第４９条　脱水汚泥性状の目標値を達成できない場合は、次のとおりの対応をする。

（１）　未達状況の確認及び報告

受託者は、計測により脱水汚泥が、脱水汚泥性状等の目標値を達成できていないことを把握した場合は、速やかに委託者に報告する。

（２）　改善計画書の提出

（ア）受託者は、原則として主体的に原因究明を行い、委託者は、脱水汚泥性状の目標値未達成状況に応じて、改善計画書の提出を求めることができる。

（イ）原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

（ウ）受託者は、自らの負担で行う計測において、改善対応の効果を確認し、改善の状況を委託者に報告する。

（３）　業務委託料の減額

脱水汚泥が脱水汚泥性状の業務要求水準書を満足しない場合において、契約書第２９条に該当する場合は、業務委託料を減額する。

（受託者の責任の免除）

第５０条　委託者は、次の条件下においては、業務要求水準書に定める基準を超えた場合であっても受託者へ責任を求めないこととする。

（１）　第２６条第１項（１）及び（２）に記載する適切な運転監視等を実施しても、時間最大計画流入量を超える水量が流入した場合。

（２）　第３４条第５項に記載する委託者の指示に基づく運転変更等に起因する場合。

（３）　処理場の施設又は水質に重大な影響を及ぼす有害物質の流入等の場合。

（４）　委託者が発注した工事、修繕等の影響で施設の処理能力が低下した場合。

（５）　天災に起因する場合

（６）　その他受託者の責務に帰することができない外的要因による公正に判断できる場合。

第６章　施設及び設備の機能確認等

（業務開始時の機能確認）

第５１条　委託者及び受託者は、業務開始から９０日以内に双方立会いのもと、特記仕様書に定める施設及び設備の機能確認を行う。

２　受託者は、前項の機能を確認の後、その確認結果を記載し、確認終了日から１４日以内に委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

（業務実施期間中における機能確認）

第５２条　委託者及び受託者は、必要があると認めるときは、業務期間中の終日、相手方に対し施設及び設備の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合においては、速やかに双方立会いのもと、確認書により機能確認を行う。

２　受託者は、当該機能確認が完了したときは、その確認結果を確認書に記載し、確認完了から１４日以内に提出して、承諾を受けなければならない。

３　委託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、受託者に必要な対応を行うよう指示することができる。

（契約終了時の機能確認）

第５３条　委託期間終了に当たっては、委託者及び受託者は、契約終了日までに、双方立会いのもと、確認書により施設等の機能確認を行う。

２　委託者又は受託者が、契約解除することによりこの契約が終了したときは、委託者及び受託者は、契約終了日から１４日以内に、双方立会いのもとで確認書により施設等の機能確認を行う。

３　受託者は、前項の機能確認が完了したときは、その確認結果を確認書に記載し、確認終了日から１４日以内に委託者に提出して承諾を受けなければならない。

４　受託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が受託者の責めに帰すべき事由により確保されないときは、委託者に損害賠償をしなければならない。

第７章　その他

（経費の負担）

第５４条　処理場にかかわる経費のうち特記仕様書に定めるものは、受託者が負担する。

（受託者による投資の提案）

第５５条　受託者は、業務の効率的、効果的な遂行を図るために、自らの責任と負担による設備の設置及び既存設備の改良を、委託者に対して提案することができる。

２　委託者は、受託者の提案内容を検討し、承諾若しくは不承諾の旨を受託者へ通知することとし、承諾された場合は、受託者が設置若しくは改良工事を行うこととする。

３　受託者は、提案に基づく工事を行った場合が、その概要について委託者へ報告することとする。

４　契約終了時の取扱については、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

（再委託時の留意点）

第５６条　受託者は、業務の一部を契約書第１２条に基づき、第三者に委任し、又は請負わせようとするときは極力、地元企業を使用するものとする。

（疑　義）

第５７条　本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

別紙－１　　リスク分担

	リスク種類	リスク内容	委託者	受託者
共通	契約締結リスク	委託者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	法令等の変更リスク	本契約に直接関係する法令等の変更	○	
		本契約のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受託者の委託範囲において、運営段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動が起こった場合	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動が起こった場合		○
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、振動、騒音、異臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示によるもの	○	
		委託者の債務不履行によるもの	○	
		受託者の業務放棄、破綻によるもの）		○
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	
	税制変更リスク	一般的な税制変更によるもの		○
		消費税の変更	○	
	不可抗力リスク	天災・暴動等による委託業務の変更・中止。延期	○	
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴なう変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水が原因でやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大リスク	受託者の責めによる補修費増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		委託者の責めにより施設が損傷した場合	○	
		上記以外のもの（双方協議して定める）	○	○